※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場・内容・実施方法などが変更に なる場合があります。

### 生涯スポ・ 110

### 中央公民館 **2**992-1321

トイレ改修工事を行っています。 新型コロナウイルスワクチン接 種会場として使用しています。 ご不便をおかけしますが、ご理解 ご協力をお願いします。

休館日:4日(月)・11日(月)・13日(水)・ 18日(月)・25日(月)

図書貸出日 休館日及び祝日を 除く

火・水・木・土曜日 9:00~16:30 金曜日 9:00~11:00



### 今月の新着図書

- ・母の待つ里 浅田 次郎 著
- ・腰痛は座り方が9割
- ~ラクな姿勢は腰に負担が!~ 碓田 拓磨著
- 手持ちの服でなんとかなります ~スタイリストだけが知っている 着こなしのコツ~ 杉山 律子著 ·いえるよ!NO
- ~わたしらしく生きるための大切な

ことば~ ジェニー・シモンズ 作 クリスティン・ソラ 絵

石崎 洋司著 ・北里柴三郎 小坂 伊吹絵

### エローラこども自然塾 「プールのヤゴ救出大作戦!」

●5月14日(土)10:00~11:30 (雨天時は5月15日(日)に延期、 当日8:30決定)

⑤金杉小学校プール(正門集合)

囫・億小学生10名(小学3年生以下 は保護者同伴、申込み順) ②無料 毎筆記用具、魚網、飼育ケース

※動きやすく汚れてもよい服装で

ご参加ください。

●・個4月24日(日)10時から電話 で中央公民館へ。

### 多世代交流学習館メロディ-**☎**991-2338

休館日:4日(月)・11日(月)・18日(月)・ 25日(月)

図書貸出休止日 上記休館日

### 今月の新着図書

- ・いつか家族でやりたい99の楽し いことリスト おびー 著
- ・機能向上につながる!高齢者と つくる季節の制作春・夏編

世界文化ライフケア

- •探花 隠蔽捜査 9 今野 敏 著
- ・なぜなぜ、どうして?しょくぶつ 佐々木 知幸 監修 のひみつ
- ・お花のドレスのBプラン

あんびる やすこ 著

・やさいのがっこう いちごちゃんは やさいなの? なかや みわ作

### おはなしランド

■4月9日(土)14:00~15:00

→ 2階多世代交流ホール ●無料。 直接会場へ。

### 作って遊ぼう

●4月9日(土)15:00~15:30 「空とぶこいのぼり」

優2階多世代交 流ホール

**費**無料。

直接会場へ。



### 子ども読書の日「スペシャルおは なしランド・ミニコンサート」

埼玉県[子ども読書の日] (4月 23日) 関連事業として、多世代交 流学習館「子ども読書の日」並びに 「読書週間」を設定し、読書好きな

子どもたちの育成を目指します。

- ◆多世代交流学習館「子ども読書 の日I
- ●4月23日(土)

①13:30~14:00 作って遊ぼう

- ②14:00~15:00 おはなしラン ド(読み聞かせ)
- ③15:00~15:30 リコーダーに よるミニコンサート
- ★・1000 日本 100 ②・③は参加自由。
- ⑤2階多世代交流ホール ●無料 ●不要。直接会場へ。
- ◆多世代交流学習館「子ども読書 週間|
- ●4月23日(土)~5月12日(木)
- **場**1階ホール
- 圖多世代交流学習館

### 母の日プレゼント講習会

アーティフィシャルフラワー(造 花)を使って、ボックスアレンジを 作り、日頃の感謝を込めてプレゼ ントしませんか?

- ●5月14日(土)9:30~11:30
- 場2階多世代交流ホール
- 励・ 億小学1~6年生10名(申込み 順) ②600円 ⑤筆記用具
- 交流学習館へ(電話申込み可)。

### B&G海洋センター **☎**992-1291

**休館日**:4日(月)·11日(月)·18日(月)· 25日(月)

### 気楽に遊び体

■4月9日(+)9:00~11:00

場1階アリーナ 効どなたでも(1 人でも可)。 🔮無料

毎運動のできる服装、体育館シューズ 【今月の種目】さいかつぼーる、ミ ニテニス、吹き矢(スポーツ)ほか。

### 省エネ・再生可能エネルキーでGreenFirst

LED照明取替工事 | 電気設備の設計・施工・保守・管理

太陽光発電設置工事省エネ環境設備工事を提案します

小型風力発電設備工事 (株) 高岡電気工業

電気設備工事トータルリース takaden@peach.ocn.ne.jp

業務用中古エアコンのリース・販売

TEL(991)3850 FAX(991)3855







▶株式会社 横川鉱油 ☞ 0120-860-045 tel.048-991-2906 fax.048-991-7271 埼玉県北葛飾郡松伏町松伏135 ておมし 【主催・指導】松伏町スポーツ推進 委員

■B&G海洋センター

### トレーニング講習会(要予約)

- ●4月24日(日) 13:30~1時間程
- ●2階トレーニングルーム
- 内エアロバイク・多目的マシーン の使用方法(要予約)
- **園・億**16歳以上の方10名(申込み) までにB&G海洋センターへ(電 話、代理人による申込み不可)。

### 令和4年度スポーツ安全保険のご 案内

■スポーツ活動や文化活動などを 行う4名様以上の団体

【対象となる事故の範囲】団体管理 下での活動中(国内)と団体活動へ の往復中の事故など

【掛金】中学生以下800円·1,450 円・11,000円 高校生以上800 円~11,000円

※活動内容により異なります。

【保険期間】4月1日~令和5年3月 31H

【補償内容】傷害保険·賠償責任保 険·突然死葬祭費用保険

- ※加入区分により補償金額は異な ります。
- 中ネット申込みができます。スポー ツ安全協会のホームページ上の [スポあんネット]へのリンクからお 申し込みください。

郵送で申し込む場合、郵便窓口 で振込後、払込受付証明書を貼付 した加入依頼書をスポーツ安全協 会埼玉支部へ郵送してください。

なお、郵送での申し込みは令和 4年度をもって終了します。

※詳しくは「スポーツ安全保険の しおり]をご覧ください。

【配布場所】B&G海洋センター又 は公益財団法人スポーツ安全協会

個公益財団法人スポーツ安全協会 埼玉県支部 ☎048-779-9580 松伏町スポーツ推進委員募集

町では、町民がスポーツに親しみ、 楽しむためのお手伝いをするス ポーツ推進委員を委嘱しています。 町のスポーツ振興のため、一緒

に活動しませんか。

∞町内在住、在勤で、スポーツに関 する深い関心と理解があり、職務を 行うのに必要な熱意をお持ちの方 【職務】地域でのスポーツ指導者と 行政とのパイプ役。主な活動は、体 力測定、ウォーキング、ロードレー ス大会への協力のほか、月1回の 定例会、気楽に遊び体など。

### 【募集人数】4名

【任期】委嘱の日から令和5年3月 31日まで 【報酬】年額28.100円 B & G海洋センター

### 総合型地域スポーツクラブ 「マッピー松伏」

- ①健康ヨガ(9:40~)
- **4**/3, 10, 17 いずれも日曜日
- ②バランスボール教室(11:30~)
- **a**4/5, 26 いずれも火曜日
- ③エンジョイ·ダンス(9:40~)
- ■4/6、20、27 いずれも水曜日
- ④絵手紙教室(10:00~)
- **a**4/14, 28 いずれも木曜日
- ⑤ケンコー体操教室(11:30~)
- ■4/8、15、22、29 いずれも金曜日
- ⑥ケンコー吹き矢(13:30~)
- ■4/8(金)
- ⑦体幹トレーニング(11:30~)
- **a**4/9(+)
- ⑧ピラティス教室(11:30~)
- いずれも土曜日 **4**/2、16
- **場** B & G海洋センター

動16歳以上の方 ●300円(保険 代など)。マッピーメンバーシップ カードの割引適用あり。

### マッピー軟式庭球部

- **9**4/13、20、27
- いずれも水曜日 11:00~13:00
- 場松伏記念公園テニスコート
- ■60歳以上の男性 ■300円(保 険代など)。マッピーメンバーシッ プカードの割引適用あり。
- ●実施日に開催会場で直接申込み ●B&G海洋センター

### 教育文化振興課 **2991-1873**

### 松伏町文化協会に入りませんか?

松伏町文化協会では毎年11月 上旬に松伏町民文化祭を開催し、 ダンスに歌声の披露、作品の展示 等を行っています。一緒に文化祭 を盛り上げましょう!

また、文化協会加盟の連合会又 は単位団体が行う事業について、 年度内一回に限り事業補助金の交 付を行っております。(連合会 20,000円、単位団体5,000円)

❸松伏町文化協会事務局(教育文 化振興課内)

### ジュニアリーダー会員募集!

幼稚園・保育園児、小学生と一緒 に遊ぶことやイベント企画、ボラン ティアに興味のある中高生の皆さ ん、ジュニアリーダーに登録して子 どもたちと楽しく活動しませんか? 【資格】町内在住又は在学の中学 生·高校生

【年会費】500円(保険料など)

- ※イベントごとに別途集金するこ ともあります。
- ●教育文化振興課にて登録用紙を 配布しています。必要事項を記入 の上、年会費を添えてお申し込み ください。

地球にやさしい工場を目指します



### √//○ 大日本パックェージ株式会社 DAINIHON PACKAGE CORPORATION

環境優良工場受賞 埼玉工場 〒343-0106 松伏町大川戸 2399

TEL 048 (992) 0600 FAX 048 (992) 0716

# (株)セレモニーすずき

地域最安値99,000円(税込)より

家族葬·一日葬·一般葬

越谷市斎場でのご葬儀はお任せ下さい 365日·24時間受付

松伏町大字上赤岩843-1 **100** 0120-5940-52 **2** (048)993-0444 働松伏町ジュニアリーダー連絡協 議会事務局(教育文化振興課内)

### 松伏町子ども会育成会連絡協議会 に加盟しませんか 【募集対象】

子ども会として活動している団体 ※町内在住の児童と指導者(成人) により構成されていること。

※一緒に活動する幼児(0歳~5 歳)も加入できます。ただし、保 護者の加入も必要です。

### 【年会費】1人140円

- ※全国子ども会安全共済会加入費 です。加入すると松子連主催事 業以外の単位子ども会独自の活 動も保険の対象となります。
- ※松子連開催事業への参加費は別 途必要です。

### 【申込期間】随時

【開催予定事業】夏休み親子映画会、 松子連体験ツアー(工場見学や体 験学習等)、子どもかるた大会(彩 の国21世紀郷土かるた松伏予選

- ※各事業で定員が申込み順の場合、 優先枠を設けます。
- ●松伏町子ども会育成会連絡協議 会事務局(教育文化振興課内)

### 『松伏町史 資料編 近世』刊行

松伏町史第5巻目となる『松伏町 史 資料編 近世』を刊行します。

松伏町に関した記述を含む主に 町内所在の安土桃山時代から江戸 時代の古文書、絵図をまとめて紹 介する内容となっています。資料 1点ごとに概要文を付し、内容の 分かりやすいものを目指して作成 しました。ぜひお買い求めくださ い。

【販売開始】4月18日(月)(予定) 【販売場所】教育文化振興課 【価格】4,000円(税込) 【体裁】B5版 1.000ページ 

### 町史編さんだより

### ○松伏町史編さん事業報告とご協力のお願い

教育委員会では松伏町の原始時代から現代に至るまでの歴史を調 査し、『松伏町史』という本にまとめて未来に伝える町史編さん事業 を実施しています。

### ■事業報告(令和3年9月~令和4年2月開催分)

①町史編集委員会(2月 資料編近世刊行決議書面協議)②考古部会 (12月 通史編方針会議) ③古代中世部会(1月 通史編方針会議) ④近世部会(毎月 近世編刊行協議)⑤近現代部会(毎月 執筆再分 担,内容協議、史料選択)⑥石造物絵馬部会(毎月 石造物調査、神社 調査)②自然部会(1月 通史編方針会議)

#### ■お願い

松伏町史の編さんに役立てるため、皆さんが所蔵する古いものの 寄贈を受け付けています(寄託・一時預かりでも構いません)。古文書 (昭和40年代頃まで)、写真、広報(昭和43年以前)、その他が松伏町 史を作り上げます。古文書については、一点ごと専用封筒に入れて文 書名を付記して目録とともにご返却します。

※民具については所蔵スペースの関係から、現在寄贈を受け付けて おりません。ご了承ください。

### まつぶし出前講座

### 「町民編」町民講師を募集!

この度、まつぶし出前講座冊子 の改訂(6月末発行予定)に伴い、 新たに講師となっていただく方を 募集しています。

皆さんの活動や経験、特技など の得意分野を活かす絶好の機会で す!ボランティア講師として活躍し ませんか。

【講師登録対象者】町内に在住、在 勤、在学する方

【報酬】ボランティア講師として活 動するため、無報酬となります。

【講座内容】ご自身の知識や得意分 野を活かす講座を実施。

【改訂冊子への掲載】5月13日(金) 受付分まで。

※締切後も常時講師募集しています。

●·圖教育文化振興課

☎991-1873 FAX991-1902

### サークル・団体の催し・募集

### 松伏町春季テニス大会参加者募集

●5月8日(日)8:00~(予定)

予備日5月15日(日)

場松伏記念公園テニスコート 【種目】男子ダブルス・女子ダブル スとも(選手権の部、初級の部)

- ∞町内在住・在勤・在学の方、松伏 町テニス協会員
- ●1組3,000円(町テニス協会員 は更に1名につき250円引)

【その他】集合時間、組合せは4月 23日(土)以降に連絡します

- ❷・●4月15日(金)までに住所・氏 名・電話番号を明記の上、下記のい ずれかの方法で申し込みください。 テニス協会村田
- @yahoo.co.jp

テニス協会増田 FAX991-7717

### 越谷駅西口分

### 月曜日午前も女医診療を始めました

女医診察ご希望の方は受付へ。 ※混み合っている場合はご要望に添えない場合もございます

胃·大腸の内視鏡検査 過敏性腸症候群治療

午前 9:30~12:00 〇〇〇〇〇〇 ★曜女医によるレディースデイ (診察時間は1000~1200) (女性専用待合室あり) 午後 4:00~ 6:00 ○ × ○ × ○ × × ×

-----埼玉県越谷市赤山本町8-5 山六ビル2F

tel. 048-960-2233 http://www.ok2.or.jp ok2 越谷 で「検索

## 大学生スタッフ

広告

週2日以上

平日 14:00~19:00

長期休み期間中 8:00~19:00

時間・曜日応相談

時給970円 交通費1日300円

かしのき学童クラブ 松伏町松伏188-1

Tel 048-991-7830

### 手工芸作品展

毎年町民文化祭へ手工芸作品を 出展しています。会員一同、一生懸 命作品づくりに取り組みましたの で、ぜひご覧ください。

●5月3日(火・祝)~5日(木・祝) 10:00~17:00 (3日のみ、12:00~)

場外前野記念会館ハーモニー

❷木目込み、クラフト、編み物、手工芸雑貨の展示。希望に応じて販売も行います。

【主催】松伏町文化協会 手工芸「雅会」 **③**屋代 **☎991-8588** 



募集

<町の募集>

### 健康大学受講生募集

対町内在住60歳以上の方

❷書道、絵手紙、フォークダンス、 太極拳、手工芸、舞踊、カラオケ、 生け花、民謡(各講座月1回開講、 日程は申込み時にご確認ください。)

【受講期間】6月~翌年2月9回(予定) ②無料(※1人3講座まで受講可) 【申込用紙】北部サービスセンター

又はいきいき福祉課窓口にて配布 ●4月11日(月)から22日(金)までに(土・日曜日を除く)、郵送又は 持参で、いきいき福祉課又は北部 サービスセンターへ申込用紙を提 出してください。申込み順ではあ りません。定員を超えた場合は抽 選を行います。

●北部サービスセンター

**☎**992-1777

### 手話奉仕員養成講座 (基礎課程)

聴覚障がい者の手話が理解でき、

手話で日常会話ができることをめ ざす講座です。手話をろう者の方 から学ぶことができます。

●6月3日(金)~12月2日(金) 毎週金曜日 19:00~21:00全24回 (特別講演を含む)

**9**役場会議室

動町内在住・在勤・在学で、手話奉 仕員養成講座(入門課程)の修了 証・受講証をお持ちの方、又は同等 レベルの方 ●20名(申込み順)●3,300円(テキスト代(入門編・ 基礎編)。お持ちの方は不要)

【講師】宮下 昭宣氏ほか

●・<a>●・</a>
●4月1日(金)から28日(木)までにいきいき福祉課(☎991-1877
FAX991-3600)へ。

<その他の募集>

### 普通救命講習Ⅰ及びⅡ

●5月15日(日)9:00~12:00(Ⅱは 13:00)

場吉川消防署

◎成人を対象とした心肺蘇生法や AED、異物除去、止血法など。

**2**0名 **2**無料

№4月18日(月)~5月6日(金)

過吉川松伏消防組合警防課

**2048-982-3968** 

### ♣ お知らせ

<町のお知らせ>

### 国民年金学生納付特例制度

### 【学生納付特例制度について】

学生の方も20歳になった時から、国民年金に加入し保険料を納めることになります。しかし、本人の前年の所得が一定以下で納付することが困難な場合は、在学期間中の保険料が猶予される「学生納

付特例制度」を申請することができます。国民年金を未納のまま放置しておくと、加入中に発症した病気等で障がいを有することになった場合、障害基礎年金等が受けられない場合がありますので申請を希望する方は早めに手続きをしてください。

また、学生納付特例制度は過去に遡って申請することができます (最長2年1か月)。

## 【学生納付特例期間の承認を受けた方】

この特例期間については、年金 の受給資格期間には算入されます が、年金額に反映されません。

そこで、承認を受けた期間で10 年以内の期間であれば、遡って納めることができる「追納」制度があります。追納することにより、老齢基礎年金の年金額に反映されるようになります。

ただし、追納する場合の保険料額は、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降から承認当時の保険料に加算金額が上乗せされます。

### 【手続きに必要なもの】

①年金手帳又は基礎年金番号通知 書 ②学生証又は在学証明書(令 和5年3月31日までの有効期限が 確認できるもの)

※本人以外が申請する場合、来庁者の本人確認書類が必要です。 また、申請人と代理人の方が別世帯の場合は委任状が必要です。

働住民ほけん課 ☎991-1870

### を表・転居を検討されている 新婚さんへ 〜結婚新生活支援事業〜

松伏町内で結婚生活をスタートする新婚世帯に、住居費や引っ越し費用などの一部を助成します! 【居住費】松伏町内の物件の取得



お葬式の悩みや不安はございませんか?
『事前相談』で悔いのないお葬式を。

// 株式会社彩心式典

お問い合わせは 24 時間 受付 **0120-79-7676** 

埼玉県越谷市大成町 2-101 http://www.sougi-saishin.com

費・賃料・共益費・敷金・礼金・仲介 手数料

【引っ越し費用】婚姻に伴う引っ越 し業者や運送業者への支払い

※助成には条件、所得 制限等があります。 ●すこやか子育て課



**2991-1876** 

### 小児慢性特定疾病児童への 日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病児童に対し、 日常生活を支援するため、日常生 活用具の給付を行います。

動埼玉県から小児慢性特定疾患医 療券(受給者証)の交付を受けてい る児童

【用具の種類】便器、特殊マット、特 殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、 入浴補助用具、特殊尿器、体位変換 器、車椅子(電動以外の場合)、パル スオキシメーター等。

【費用負担】同一世帯全員の所得状 況に応じ、一部費用の自己負担が あります。

【条件】在宅で日常生活を営むのに 支障があり、日常生活用具を必要 とする児童のうち、他の法律等で 用具給付制度を利用していない者。 働すこやか子育て課 ☎991-1876

### 令和4年度後期高齢者医療保険料 の特別徴収(年金天引き)について

### 【新たに特別徴収が始まる方】

4月から特別徴収が始まる方に は2月中旬に「特別徴収開始通知 書(仮徴収)」を送付しました。6月 から特別徴収が始まる方には4月 下旬に、8月から特別徴収が始ま る方には6月下旬に送付する予定 です。

なお、4・6・8月の保険料額は、前 年度の保険料をもとに仮算定した ものです。

### 【昨年度から引き続き特別徴収で 納めていただく方】

4・6・8月分の保険料額は、昨年7 月に送付した「特別徴収開始通知書 (本徴収)」にてお知らせしています。 ●住民ほけん課 ☎991-1884

### 後期高齢者医療の窓口負担 割合の見直しについて

令和4年10月1日から、一定以

上の所得がある方は、現役並み所 得者(窓口負担割合3割)を除き、 医療費の窓口負担割合が2割とな ります。詳細は、埼玉県後期高齢者 医療広域連合のホーム

ページをご覧ください。 の住民ほけん課

**2**991-1884



### 令和4年4月から 国民年金保険料が変わります

令和4年度の国民年金保険料は 月額16,590円になります。

日本年金機構より送付される納 付書で、金融機関又はコンビニエ ンスストアで納付ができます。ま た、口座振替やクレジットカード でも納付することができます。な お、まとめて前払いすると割引が 適用されます。

過住民ほけん課 ☎991-1870

### 保養施設のご利用について

町では、加入者の健康保持増進 を図る目的から、ホテル・旅館など の契約保養施設の利用料を助成し ています。ご家族の旅行などにご 利用ください。

※指定保養所リストは窓口にて配

●国民健康保険又は後期高齢者医 療保険の被保険者

助成金額 年間1泊に限り大人2,5 00円 子供1,500円

申請方法 事前申込制のため、必 ず利用日の5日前までにお手続き ください。※いかなる場合でも、利 用後の申請は受付できません。

の住民ほけん課

☎991-1868(国保年金担当)

**☎991-1884**(後期高齢者医療担当)

### 介護保険料・後期高齢者医療保険料 のキャッシュレス決済・コンビニエンス ストアでの納付を開始します

介護保険料・後期高齢者医療保 険料を納付書でご納付いただいて いる方は、4月からスマートフォ ン決済アプリ(スマホ決済アプリ) とコンビニエンスストア(コンビ ニ)でもご納付いただけます。

【利用できるスマートフォン決済ア プリ】LINE Pay、PayB、PayPay

【利用できるコンビニエンスストア】 セブン-イレブン、ファミリーマート、 ミニストップ、ローソンなど。

※その他コンビニについては、納 付書同封の資料をご覧ください。

### <ご利用上の注意>

- ・原則として令和4年4月以降に発 生した保険料が対象となります。 納期限の過ぎた保険料は、スマホ 決済アプリ・コンビニではご納付 できません。金融機関又は松伏町 役場会計室でご納付ください。
- ・コンビニ等の店頭では、スマホ決 済アプリを利用したご納付はでき ません。
- ・コンビニ等の店頭では、バーコー ドが印字されていない納付書はお 使いできません。

働住民ほけん課 ☎991-1884 いきいき福祉課 ☎991-1886

### 土地や家屋の価格の縦覧 固定資産税台帳の閲覧

### 【土地や家屋の価格の縦覧】

固定資産税の納税者は、土地価 格縦覧帳簿、家屋価格縦覧帳簿に より、町内の土地・家屋の価格を縦 覧できます。

なお、縦覧の主旨である価格の 比較という観点から、所有者に関す る情報は一切掲載しておりません。 ●4月1日(金)~5月31日(火)

8:30~17:15(土・日曜日及び祝 日を除く)

場税務課 費無料

【縦覧できる方】固定資産税(土地 及び家屋)の納税者(同一世帯の親 族を含む)・代理人

●本人確認書類、委任状(代理人の 場合)

### 【固定資産税台帳の閲覧】

固定資産税の納税義務者は自己 の所有する固定資産について、課 税台帳(名寄帳)の写しを受け取る ことができます。また、借地人・借 家人は借地・借家物件のみの価格 等が記載されている課税台帳の写 しを受け取ることができます。

- 圓通年 8:30~17:15(土・日・祝 円を除く)
- 場税務課(郵送による申請も可)
- ●縦覧期間中は無料(期間外は所 有者毎に100円及び借地人・借家 人は縦覧期間にかかわりなく土地 5筆・家屋5棟毎にそれぞれ300 円)

【閲覧できる方】固定資産税の納税 義務者(同一世帯の親族を含む)・ 代理人、借地人・借家人(借用にか かる固定資産のみ)

日本人確認書類、委任状(代理人の 場合)、借地·借家契約書(借地人· 借家人の場合)

●税務課 ☎991-1831

### 農業用用排水路の維持管理費の -部を補助します

### 【補助対象団体と対象活動】

農業団体や地域の団体等が農業 用用排水路の[泥上げ]に要する経 費(ただし、最低100m以上を実施 する活動が対象)

### 【補助金額】

1m当たり150円(ただし、1団 体当たり1年度につき3万円限度) ※補助金は予算の範囲内で交付。

### 【申請方法】

申請書に必要事項を記入し、事 業計画書を添付して環境経済課へ 提出してください。

圖環境経済課 ☎991-1853

### 重度心身障がい者医療費の 請求について

受給資格をお持ちで医療費を請 求されていない方は、請求手続き をしてください。

請求期限は、医療費を支払った 日の翌日から5年以内です。医療 保険から療養費の給付を受けた、 はり・きゅう・マッサージ、治療用 装具の自己負担分も対象です(療 養費の決定通知等が必要な場合が あります)。

- 効①身体障害者手帳1~3級の方 ②療育手帳A、A、Bの方③精神障 害者保健福祉手帳1級の方④後期 高齢者医療の障害認定を受けてい る方
- ※平成27年1月1日以降に、65歳 以上で新たに上記の等級の障害 者手帳を交付された方は対象外 です。
- ※精神障害者保健福祉手帳の交付 による当制度の登録者は、精神 病床への入院にかかる医療費は 支給対象外です。
- ※所得により支給停止となること があります。
- ❸請求書(いきいき福祉課でお渡 ししています)、医療費の領収書

fix・問いきいき福祉課 **2**991-1877

### 公募補助金の申請を受付中

本制度は、町内に活動拠点を有 するなどの一定条件を満たした 『団体』が、町の活性化につながる ような事業を企画・実施し、その事 業に町が補助金を交付するもので す(※審査があります)。

【申請期間】5月31日(火)まで 【対象団体】定款、規約、会則その他 これらに準ずるものを有している 団体、町内に活動拠点を有する団 体、公共の福祉に反しない団体

【対象事業】町内で実施される事業、 町内外から参加が見込まれる事業、 公益的、公共的な事業、国や町等か ら別の補助金を受けていない事業 【補助金上限】5万円

【補助率】補助対象経費の1/2以内 【応募要項等の配布】役場、北部サー ビスセンター、まつぶし緑の丘公園、 中央公民館、B&G海洋センター、 多世代交流学習館

※詳細については町ホームページ 又は企画財政課窓口で配布して いる応募要項をご確認ください。

⑥企画財政課 ☎991-1818

### 交通指導員の登録受付

交通指導員として、子どもたち の安全のために働いてみませんか。 歳)

### 【受付】随時受付(電話可) 【什事の内容】

採用 交通指導員に欠員が生じた 場合、適宜、登録者の中から選考し ます。(その際は履歴書を持参いた だき、面接を行います)

職務 登校時の立哨指導(原則、平 日の午前7時頃から1時間程度)、 交通安全啓発活動、交通安全教室、 町の事業等における交通誘導 など

任期 委嘱日から2年間 報酬 月額31.500円

圖総務課 ☎991-1895

### 令和4年度就学援助制度

小・中学生のいるご家庭で、次の

いずれかの要件に該当する保護者 に審査のうえ就学費用を援助します。 【要件】①生活保護は受けていない が、援助を必要とする状況にある 保護者②世帯が非課税等、経済状 況がよくないと教育委員会が認め た保護者

※昨年度に就学援助の認定を受け た方や新入学児童生徒学用品費 等の入学前支給を受けた方も、 毎年度申請手続きが必要です。

4月8日(金)から28日(木)まで の申請は4月認定、5月2日(月)か ら令和5年2月28日(火)までの申 請は翌月の認定となります。

【援助する費用】学用品費、通学用 品費、学校給食費、校外活動費、修 学旅行費など

【必要なもの】印かん(認印)、振込 先口座の通帳又はカード(町内金 融機関のもの)

- ※申請書に記入していただく同一 生計世帯員には、住民登録上、別 世帯でも同じ住所に住民登録が ある全員の方が該当し、単身赴 任等により別居中の家族や児童 生徒と同居する祖父母・叔父叔 母なども含まれます。
- ●・●教育総務課 ☎991-1807

### 進学準備資金の貸付けに 利子補給を行います

- 対次の全てに該当する方
- ①松伏町に住民登録していて、現 に町内に在住している保護者
- ②高等学校及び大学等に進学する ことが確実である者の保護者
- ③独立行政法人日本学生支援機構 及び埼玉県社会福祉協議会の生活 福祉資金制度等の就学資金の貸付 けを受けていない者
- 4)町県民税、固定資産税、軽自動車 税及び国民健康保険税を完納して いる者(納期限が到来しているも のに限る)

※昨年度に認定を受けた方も、毎 年度申請手続きが必要です。

【利子補給額】支払利子の総額(上 限5.000円)

【必要書類】進学準備資金貸付決定 通知書の写し、貸付償還予定表の 写し、融資の償還が確認できるも の、在学証明書

●·圖教育総務課 ☎991-1807

<その他のお知らせ>

### 越谷•松伏水道企業団 公式ツイッターアカウントを 開設しました

水道事業の紹介、事故や災害時 の緊急情報などをお知らせして います。ぜひフォローしてくださ い。

【アカウント名】

越谷,松伏水道企業団



### 【アカウント】 @koshi matsu2021 **圆**越谷·松伏水道企業団総務課 **2048-971-7904**





### 令和4年度集合狂犬病予防注射を実施

環境経済課 問合せ **2**991-1839 生活環境担当

狂犬病予防注射は、「狂犬病予防法」により必ず年1回、飼い犬に受けさせることが義務付けられています。 町では、下記の日程で集合狂犬病予防注射を実施します。ご都合の良い日にお近くの会場でお受けください。(雨天決行)

日時		場所
4月20日(水)	9:30 ~ 10:30	田島集会所
	11:00 ~ 12:00	赤岩農村センター
	13:30 ~ 15:00	多世代交流学習館
4月21日(木)	9:30 ~ 10:00	水汲自治会集会所
	10:30 ~ 12:00	北部サービスセンター
	13:30 ~ 15:00	まつぶし緑の丘公園
4月22日(金)	9:30 ~ 11:30	ふれあいセンター
	13:00 ~ 15:00	松伏町役場

- ▶費用 3.500円(注射手数料2.950円、注射済票 交付手数料550円)
- ▶持ち物 お知らせのハガキ(犬の登録が済んで いる方に、4月上旬頃に送付予定です)、フン尿 を処理する用具
- ▶予防注射ができない犬 生後90日以内・体調が 悪い・妊娠中・1か月以内に混合ワクチン等を接 種した
- ▶その他 新規に登録する犬は、 登録手数料3,000円が別途必 要です。

#### 【 動物病院で狂犬病予防注射を受ける方へ 】

### 【町内のおがわ動物病院、まつぶしパレア動物病院】

動物病院で注射済票を交付しますので、動物病院に「お知らせ」のハガキを提出してください。(手数料550円) 【町外の動物病院(獣医師)】

動物病院で注射済証明書を発行してもらい、環境経済課へお持ちください。注射済票を交付します。(手数料550円) ※動物病院で狂犬病予防注射を受ける場合は、動物病院が定める注射料金が別途必要です。

### えせ同和行為を排除しましょう ―埼葛えせ同和行為対策強化月間―

本町を含む埼葛12市町では、毎年4月を「埼葛えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の正しい理解の妨 げとなっている 「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

#### 「えせ同和行為」とは

同和問題の解決を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄附金・賛助金の強 要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、同和問題に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏 見や差別意識を生む要因となり、同和問題解決の大きな阻害要因となる許されない行為です。

### えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる必要はありません。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれま す。終始、き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。

### 同和問題(部落差別)に関する正しい理解を深めましょう

同和問題とは、同和地区(被差別部落)に「住んでいる」あるいは「生まれた」 ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面 で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出さ れ、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。埼葛12市町では 「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、同和問題の正しい理解が図 られるよう、人権教育・啓発活動を推進しています。



法務省:えせ同和行為を排除するために

問合せ

企画財政課 **2**991-1815 教育文化振興課 ☎991-1873